

所長のひとりごと



11月3日に、地元の小学校のもちつき大会でけん玉ブースを担当させていただきました。

もちつき大会では、もちつきのほか、音楽部の演奏・ポップコーン・わたあめ・コマ廻し・ゲーム・けん玉など色々なコーナーがあります。

当日は、天気も良くてたくさんの子供たちが会場に遊びに来てくれました。

けん玉コーナーも、たくさんの子供たちが来てくれて一時的に貸出用のけん玉がすべて無くなるということが何度かありました。

学校でけん玉をしたことがあるのか、持ち方や基本的な技などできる子供が結構いました。その中で級の試験を何人かの子供たちが受けてくれて次々に合格してくれました。

本当にたくさんの子供たちが遊びに来てくれるので、ブースを出す側としてはとてもうれしいです。今後も続けていきたいと思っています。

税金お役立ち情報

今回は、扶養控除申告書のマイナンバーについてお伝えします。

扶養控除申告書へのマイナンバーの記載を省略することができますが、そのためには提出者本人・控除対象配偶者・控除対象扶養親族の「氏名」「住所」「マイナンバー」「申告書の提出年月」を記載した平成28年分又は平成29年分の扶養控除申告書などの帳簿の保存が必要となります。

給与をもらっている人の場合には、毎年扶養控除申告書を会社に提出しています。

その扶養控除申告書に左記の必要事項が記載されていれば、平成30年分以降の扶養控除申告書にマイナンバーの記載をする必要はありません。

「当事務所では、セカンドオピニオンサービスを
行っております。
現在、顧問税理士がいる会社様でもご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。」